

国民健康保険高齢受給者証

老人保健法医療受給者証

福祉医療費受給者証

7月末に更新です

国民健康保険

高齢受給者とは？

昭和7年10月1日以降に生まれた方で、現在国保に加入されている人です。（ただし老人保健を受けている方は除かれます。）

毎年7月に前年の所得を調査し、8月から向こう1年間の医療機関での一部負担金の割合を決定しますが、世帯の状況や前年の所得の修正により、一部負担金の割合が変更されることもあります。

- ・ 外来の一部負担金
- ・ 一定以上の所得のある方
- ・ 医療費の2割
- ・ それ以外の方

医療費の1割
入院の一部負担金
負担区分により自己負担限度額は異なりますが、1カ月の自己負担限度額を超える支払いはありません。
該当する方には、7月の終わりころ受給者証を送付します。負担区分について、詳細は国保係へお問い合わせください。

老人保健法

医療受給者証とは？

老人保健の該当者には医療費の一部負担金の割合が「1割」あるいは「2割」と明記された受給者証が交付されており、この自己負担の割合は所得により異なることから、毎年7月に前年の所得を調査し、割合が変更される方には、新しい医療受給者証を送付します。変更のない方は引き続きお手元の受給者証をご利用ください。対象者は昭和7年9月30日以前に生まれ、認定を受けている方は年齢要件が異なります。）

変更される方には、7月の終わりころお知らせいたします。負担区分判定については、国保係へお問い合わせください。



福祉医療費受給者証の更新について

就学前の乳幼児や母子父子家庭の児童及び身体障害者の方で、本人や父母等の所得が基準以下の方々に交付されている福祉医療費受給者証の更新を次のとおり行います。

対象となる方（有効期限が平成16年7月31日と記載されている方）には通知しますのでおいでください。

更新の日程

- 乳幼児（就学前）の方
7月22日・23日
- 母子父子家庭・身体障害者の方
7月26日・27日

時間
9時～16時
ただし、日中おいでにならない方は、23日は19時まで受け付けます。

町民課国保係

（庁舎1階 番窓口）
持参するもの
印鑑・受給者の名前が載った保険証・現在使用している受給者証

7月末日までに更新をされない場合、8月以降は医療費の一部負担を支払うこととなりますのでご注意ください。

ととなりますのでご注意ください。

二ツ井町の単独事業

乳幼児を対象とした福祉医療費の受給者は450人余りありますが、所得制限のため約2割の方々が交付を受けられませんでした。

そこで町では平成12年8月から子育て支援の一環として、該当しなかった乳幼児への医療費の補助を行っています。第1子および第2子の乳幼児は、入院に要した医療費の自己負担分が、第3子以降の乳幼児の場合には外来・入院とも対象になりますので申請においでください。

第1子および第2子の乳幼児の方

入院時に受給者の名前が載った保険証、印鑑を持参して国保係で交付を受けます。

第3子以降の乳幼児の方

該当される方には、通知しますのでおいでください。
7月22日・23日

問い合わせ先

町民課国保係
（庁舎1階 番窓口）

73 2114

国民健康保険税計算のしくみ

あなたの税が国保を支えています

町の6割以上の世帯が加入している国民健康保険は、国や県からの交付金や補助金などと、みなさんからの保険料で支えられています。老人保険制度の改正や景気低迷に起因する加入者の増加、高度医療に伴う医療費の増加などにより、厳しさを増していますが、国保加入者がおかれている地域経済が依然として厳しいことから、増額が見込まれる繰越金を財源として保険料の軽減を図ります。

国保の税額

保険税額は被保険者の所得や人数および固定資産税額により決定します。今年の税率は医療分については軽減を行うこととします。しかし、介護分は国から示された納付金が前年度より増額されたため、税率等引き上げとなりました。

国民健康保険は一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになりますので納付書は世帯主あてに送付されます。

40歳未満の方
医療保険分のみ
40歳以上65歳未満の方
医療保険分と介護保険分の合算額
65歳以上の方
医療保険分のみ(介護保険料は原則として年金から差し引かれます)

保険税の納め方
保険料は1年分を7月から2月までの毎月8回に分

16年度国保税率

	医療保険分	介護保険分
○所得割	6.90%	1.22%
○資産割	35.50%	6.70%
○均等割	21,000円	6,000円
○平等割	23,000円	5,700円
◎課税限度額	530,000円	80,000円

国民健康保険税(医療保険分・介護保険分)の計算方法



年金だより

問い合わせ先
町民課 年金係
(庁舎1階 番窓口)
736 2114

免除申請手続きは、お早めに。申請が遅れると、その分、免除の開始も遅れます。

免除申請(全額・半額)ができる方

前年度の所得(収入)が少ない方
免除申請本人、免除申請者の配偶者、世帯主の3名の方全員が、前年分所得などの定められた基準に該当することが要件となります。

失業、倒産、事業の廃止、天災にあった方
障害者または寡婦であつて、前年の所得が125万円以下の方

生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
1年分の免除申請を希望される方は、8月末までに申請が必要です。

保険料には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の半額を納め、半額を免除される半額免除があります。

手続にご持参いただくもの

年金手帳または基礎年金番号の分かるもの
印鑑(本人が署名する場合は不要)
他の市町村から転入された方は前年分の所得証明が必要となります。

保険料の納付について

納め忘れをなくするためには口座振替が便利・安心・確実です。引き落としを希望する方は預金口座のある金融機関に、納付案内書、通帳、印鑑を持参し、手続きしてください。

